

## 9月定例連絡委員幹事会

と き 令和2年9月1日(火) 午後3時～

ところ 市役所 7階 第1委員会室

### 1 市民憲章唱和

### 2 あいさつ

### 3 議題

- (1) 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金について (社会福祉協議会)・・・資料1
- (2) 令和3年度コミュニティ助成事業について (募集) (地域協働課)・・・資料2
- (3) 区民館等運営事業補助金に係る報告方法について (地域協働課)・・・資料3
- (4) 火災に伴うクリーンセンター衣浦復旧工事の完成状況について (衣浦衛生組合)

### 4 報告事項

### 5 その他

- (1) 令和2年度碧南市消防団消防操法大会の中止について (防災課)

# 碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな  
毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を  
築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな  
社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土を  
つくります。

1. 清らかな文化の町に

若い力を育て、文化と教養の  
まちをつくります。

連絡先 碧南市社会福祉協議会  
担 当 斉藤・鏝本  
電 話 46-3702

令和 2 年 9 月 1 日

碧南市連絡委員正副幹事 殿

碧南市共同募金委員会  
会長 鈴木 並生

令和 2 年度赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金について (お願い)

新秋の候、貴殿におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、共同募金事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も、全国一斉に展開される「共同募金運動」に参画し、住民相互の助け合いを  
基に、誰でもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

公私ともご多用中のところ誠に恐縮ですが、共同募金事業の事業費となるため、全  
世帯の皆様に「封筒募金」による戸別募金運動のご協力をお願い申し上げます。

記

1 募金活動の期間

令和 2 年 10 月 1 日から 11 月中旬頃まで

2 募金の方法

(1) 各世帯への配布

① 募金お願いチラシ 1 枚

② 赤い羽根ステッカー 1 枚

※今年度から赤い羽根をデザインしたステッカーに変えさせていただきます。

③ 募金封筒 1 枚

(2) 募金封筒の取りまとめ

### 3 募金の目安額

一世帯あたりの募金目安額を「500円程度」としてお願いしています。

※募金は寄付金ですので、寄付していただける方にご自由に決めていただいても構いません。

共同募金は、地域で安心して暮らせるまちづくりを実現させるための目標型の募金ですので、できるだけ皆さんにご協力いただければ幸いです。

※募金は、「赤い羽根共同募金分」と「歳末たすけあい募金分」に按分させていただきます。（按分率：4対1）

### 4 募金納入期限

恐縮ですが、取りまとめていただいた募金は、「募金実績世帯数報告書」と一緒に11月13日（金）までに、事務局（碧南市社会福祉協議会内）へお持ち下さいますようお願いいたします。

### 5 地域活動助成額

地域活動助成額として、「募金実績額の7%額」を1月下旬頃に交付予定です。

### 6 その他

赤い羽根共同募金関係資料については、10月1日号の広報へきなんと同時配布を予定しています。

# 赤い羽根共同募金関係資料の配布について【お願い】

(募金実績世帯数報告書を含む)

## 1. 連絡委員の皆様への配布物

- ① 募金実績世帯数報告書・・・キリトリ線下部
- ② 奉仕活動の手引き・・・・・・・・・・1冊
- ③ タオル（お礼）・・・・・・・・・・1本

## 2. 各世帯への配布物

配布物は、市の広報（10月1日号）と一緒に配布をお願いします。

- ① 前年度募金実績のチラシ・・・・1枚
- ② 赤い羽根ステッカー・・・・・・・・1枚
- ③ 募金封筒・・・・・・・・・・・・1枚

※今年度から赤い羽根をデザインしたステッカーに変えさせていただきます。

## 3. 納入期限      11月13日（金） までをお願いいたします。

【問合せ】 碧南市共同募金委員会事務局（碧南市社会福祉協議会内）  
電話：46-3702  
（碧南市山神町8-35 新川小学校西）

・・・・・・・・・・キリトリせん・・・・・・・・・・

令和2年    月    日

## < 募金実績世帯数報告書 >

区・町内会名	
募金実績世帯数	世 帯

連絡先	地域協働課地域協働係
担当	齋藤、片山
電話	95-9872（直通）

令和2年9月1日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 中根雄介

令和3年度コミュニティ助成事業について（募集）

初秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年、一般財団法人自治総合センターで実施しているみだしの助成事業について、正式募集に備え、下記のとおり書類等の準備・提出をお願いします。

## 記

## 1 事業の流れ

- (1) 令和2年9月上旬頃に県から令和2年度コミュニティ助成事業募集の通知あり。
- (2) 同年10月上旬頃に県へ申請。
- (3) 令和3年4月に県より助成決定の通知が届く。
- (4) 同年6月頃に事業の実施及び補助金支払い。
- (5) 同年8月頃に県へ実績報告。

## 2 申請地区

例年、碧南市では2地区まで申請することができます。今年度は別表のとおり西端地区と大浜地区で申請します。

財源である宝くじの収益が減少しているため、近年不採択数が増加しております。必ずしも採択されるものではないことに十分ご注意ください。

## 3 申請に必要な書類

- (1) 備品等の見積書（写し）及びカタログ等 ※見積書の宛名は地区名
- (2) 令和2年度地区事業計画書及び予算書
- (3) 備品の保管場所の設備・備品等に関する記載事項

- (4) 助成申請書の記載事項
  - (5) 地区組織の規約
  - (6) 設備・備品等に関する管理運営規定
  - (7) その他参考資料
- 4 申請書類の提出期限  
令和2年9月23日（水）
- 5 書類の提出先  
市民協働部地域協働課地域協働係
- 6 その他
- (1) 助成を受けられることになった場合、当初の申請内容からは変更はできませんので、ご承知おきください。ただし、やむをえない理由（購入予定の備品が廃盤になった等）で変更がある場合は、直ちに市役所にご連絡ください。
  - (2) 購入した備品にはイメージキャラクター（下記参照）の表示が必要です。表示にかかる費用は補助対象になります。
  - (3) 事業開始は来年度（6月頃）で、事業完了後に実績報告書を提出する必要があります。
  - (4) 購入後に必要となる経費（修理費、消耗品購入費等）については、各地区で負担してください。

イメージキャラクター



## コミュニティ助成について

### 助成地区の選定基準

- 1 例年、碧南市は2地区の助成割り当てがある。応募する地区単位は、新川、中央、大浜、棚尾、旭、西端の6地区とする。
- 2 原則、別表の順番のとおり2地区を助成の該当地区とする。ただし、伝統芸能に関する備品（チャラボコ、山車など）を主に購入する地区の応募があった場合は、協議して決定する。また、助成に該当する地区に購入希望がない場合は、別表の順番を繰り上げて助成する。
- 3 その他、特別の事情がある場合は、碧南市と各地区で協議し、助成地区を決定する。

### 別表

平成27年度 実施済	旭	令和元年度 実施予定	新川
平成28年度 実施済	中央	令和2年度 実施予定	旭
	西端		
平成29年度 実施済	大浜	令和3年度 実施予定	西端
			大浜
平成30年度 実施済	棚尾	令和4年度 実施予定	中央
			新川

※別表の順番は各地区の区民館数を考慮に入れてある。



過去助成実績

購 入 備 品	
伝統芸能に関する備品	チャラボコ車、太鼓、提灯、神輿、袴、天冠
家電等の備品	パソコン、プリンター、コピー機、印刷機、プロジェクター、シュレッダー、エアコン（家庭用）、冷蔵庫、テレビ、ビデオ、DVDレコーダー、ファックス、掃除機、カラオケセット
その他の備品	テント、演台、傘立て、テーブルポーター（運搬用台車）、折りたたみイス用台車、スピーカー

注意点

※例示した備品であっても、その設置場所等により、助成対象外となる場合があるので、留意すること。

※相場に比べ著しく高価なもの、必要以上に高機能なもの、1件の金額が非常に高額なもの、建築物、消耗品は助成対象外とする。

例：①ユニフォーム、Tシャツ（個人所有の意味合いが強い）、②カーポート、駐輪場（建築物扱い）、③各種ボール（消耗品扱い）、④トイレ、襖、アコーディオンカーテン（建物と実質一体とみなせるもの）、⑤自転車、⑥マッサージチェア（個人利用にとどまるもの）⑦座布団（宝くじ広報に疑問）⑧エアコン（埋込み式）など

令和3年度 対象備品一覧(問い合わせ多数のもの)

	備品名	備考
1	ノーマルカーテン	アコーディオンカーテンは対象外 (建物と一体とみなされるため) カーテンレールの設置は対象外 (建物と一体とみなされるため)
2	山車、神輿の修繕	特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったものは対象外、山車を使用する際に判別可能な箇所に広報表示をすること
3	祭りで使用する草履	縫い付け等による広報表示ができれば可
4	太鼓の革の張り替え、太鼓台	特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったものは対象外
5	法被等のお祭り用衣装	修繕も可 ※購入可能なものは購入を優先
6	横断幕・幟	宗教的な意味合いのある文字を記載する場合は対象外
7	獅子頭、お面	本体に広報表示ができれば可 修繕も可
8	トウモロコシ焼き器、綿菓子器、みたらし器などお祭り用品	
9	お祭り用大鍋	
10	空気清浄器	
11	ミシン	地域コミュニティの活動に直接かかわりのあることに使用する場合のみ対象
12	リアカー、荷物を運ぶ用の一輪車	
13	電子レンジ	
14	一般家庭用エアコン	事業実施主体所有でない建物に設置する場合は対象外 天井埋め込み式の場合は対象外 (建物と一体とみなされる)
15	椅子、座いす、椅子用台車	
16	防犯灯	電柱への広報表示が必要
17	トロフィー、優勝旗	譲渡する場合は対象外
18	スクリーン (固定しないタイプ)	固定タイプは対象外 (建物と一体とみなされる)
19	音響設備 (マイク、アンプ、スピーカー等)	建物への取付タイプは対象外 (建物と一体とみなされる)
20	草刈り機	乗用タイプの場合は対象外 (車両とみなされる)
21	簡易倉庫	倉庫のみの申請、転倒防止工事、アンカー工事を伴う場合は、対象外
22	ホワイトボード	
23	パソコン	
24	コピー機、プリンター	
25	ラミネーター、シュレッダー	
26	テレビ、テレビ台	
27	DVDプレイヤー	
28	プロジェクター・スクリーン	
29	本棚	
30	扇風機、掃除機	
31	スポーツ用品 (グランドゴルフ、野球用品等)	ボールは原則対象外(消耗品とみなされるため)ただし、セット販売に含まれる程度であれば対象。 用具それぞれに広報表示が必要
32	スリッパ (集会場等で繰り返し使用するタイプ)	
33	アルミステージ	

34	発電機	持ち運びが出来るもの。大型のものは対象外。
35	投光器	持ち運びが出来るもの。
36	コードリール	
37	テント	天幕のほか、支柱(フレーム)にも広報表示が必要
38	拡声器・メガホン	
39	遊具	市町村が管理している公園等への設置は対象外。
40	掲示板	地権者からの承諾が必要。
41	一般家庭用冷蔵庫、炊飯器	
42	AED	ただし、AEDのみの申請の場合は不可。他の必要備品と合わせて購入する場合のみ対象
43	車いす	集会所等の建物内での使用に限る場合のみ対象

※あくまで令和3年度の対象備品の一例です。また、対象となっている備品であっても、形状、大きさ、設置場所等の要因により対象外となることがあります。

※要綱、留意事項別紙1、財団HPの過去実績もご参考にしてください。

令和3年度 対象外備品一覧(問い合わせ多数のもの)

	備品名	備考
1	天井埋め込み式エアコン	建物と一体とみなされるため
2	電球のみ	提灯とセットでの購入の場合は対象
3	システムキッチン	建物と一体とみなされるため
4	子ども用一輪車	車両とみなされるため
5	コップ、湯呑み等	一般調理器具にあたるため ※お祭りで使うお鍋は対象
6	防犯カメラ	コミュニティ活動の推進に直接資するものではないため
7	消火器	防災目的及び消耗品とみなされるため
8	スクリーン(固定タイプ)	建物と一体とみなされるため
9	消耗品	
10	マッサージチェア	個人利用に留まるもの及びコミュニティ活動の推進に直接資するものではないため
11	アコーディオンカーテン	建物と一体とみなされるため
12	電池及び充電器のみの購入	消耗品のため (備品に付属している場合は対象)
13	カーペット、絨毯	建物と一体とみなされるため
14	植樹用の苗木、樹木	苗木、樹木は備品ではないため
15	フェンス	
16	防災目的の備品	他の助成事業で対応可能なため
17	建物の壁面取付型掲示板	建物と一体とみなされるため

※あくまで令和3年度の対象外備品の一部です。

※要綱、留意事項別紙1、財団HPの過去実績もご参考にしてください。

## 第1 趣旨

一般財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

## 第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

2. 前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。

(1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。

(2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。

(3) 令和3年4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。

(4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

## 第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市（区）町村（政令指定都市は除く。以下同じ。）、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

## 第4 助成事業の実施主体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織

## 第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。

1. 一般コミュニティ助成事業

100万円から250万円まで

## 第6 助成対象経費

1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。

2. 次のものは助成対象外の経費とする。

(1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。

(2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

## 第7 宝くじの社会貢献広報

1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

2. 広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

連絡先	地域協働課地域協働係
担当	齋藤、片山
電話	95-9872 (直通)

令和2年9月1日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 中根 雄介

区民館等運営事業補助金に係る報告方法について(依頼)

初秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり令和3年度区民館等運営事業補助金に係る対象経費(令和2年4月～令和3年3月の運営費及び地代、賃金)について、年度末の報告に向けて準備をお願い致します。

## 記

## 1 目的

令和3年度区民館等運営事業補助金に係る補助額の算出資料とする。

## 2 報告書類

- (1) 区民館等運営費内訳明細書(ホームページに掲載)
- (2) 領収書の写し、振替を行っている場合は通帳の写し等(項目の記載が必要)。

※電話料の基本料金は請求内訳の写し(毎月分)を添付してください。

- (3) 借地料に変更が生じた場合は、賃貸借契約書の写し。

## 3 経過報告

経過報告として、令和2年4月から令和2年12月までの運営費等を令和3年1月29日(金)までに報告してください。

※12月分の支払いが、提出期限以降になる場合等は提出時に揃う範囲で構いません。

## 4 報告先

市民協働部地域協働課地域協働係

## 5 その他

集会所（鷺塚住宅、家下住宅、砂子、宮下住宅、市営三度山住宅、県営三度山団地）については、定額補助のため報告の必要はありません。

## 碧南市区民館等運営事業補助金について

### 1 区民館等運営事業補助の目的

地域住民の自治活動の振興を図ることを目的に区民館等の運営に要する経費を助成する。

### 2 補助金の額

(1)	電気料（区民館等に要するもののみ）	全額	(1)～(6)までの合計額が75万円を超えた場合は <u>75万円と75万円を超えた額の2分の1</u> の合計が限度額となる
(2)	水道料及び下水道使用料		
(3)	ガス代及び灯油代		
(4)	電話料の基本料金 ※基本料金…回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等定額のもの		
(5)	し尿くみ取料		
(6)	浄化槽清掃料及び点検料		
(7)	借地料	全額	区民館等の床面積3倍までの借地面積かつ、固定資産税課税標準額の原則4%までの借地料が限度額
(8)	用務員賃金 区等と雇用契約を結んでいる者への給与であること。よって、税法上の事務手続き（源泉徴収または確定申告など）が税務署等に適正になされている必要がある（地区より税務署等に給与支払報告書、あるいは本人に確定申告のための賃金明細の交付など）。	2分の1 (退職金は除く)	用務員を置いていない場合、置いているが賃金が年24万円に満たない場合は <u>12万円</u> を補助対象額とする
補助金額		(1)～(8)の合計	1,000円未満端数切捨て、



※算定基礎は前年度実績に基づいて行い、当該年度予算額を限度に交付する

3 区民館等運営事業補助金の交付先

区又は町内会

4 その他

(1) 補助額については、通常の使用として考えられる範囲の額での交付となります。何らかの理由でその範囲を超える場合は、原則、前年度の同月の申請額を基に算出します。

(2) 借地料および用務員賃金が大きく変わった場合、金額によっては必ずしも全額補助できない可能性があります。変更される際には、必ず事前に地域協働課へご相談ください。

令和2年度区民館等運営費内訳明細書

支出（支出した金額を全部記入）

(区名：)

費用	R2年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年	1月	2月	3月	合計	補助対象額	全額	
	4月									1月							
電気料																	全額
"																	全額
上下水道料																	全額
ガス																	全額
電話																	基本料金
し尿																	全額
浄化槽																	全額
小計																	全額
地代																	全額
賃金																	全額
合計																	全額
																	総額*1/2

注 1) 電気料～賃金の金額について……実際に支払った(引き落とし)月で記入し、消費税込みの額とする。

2) 電気料……区民館等運営に要するもののみ。神社関係のものは除く。

3) 電話……基本料金とする(回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル電話機使用料、ペル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等定額のもの)×消費税 ※小数点以下は切捨て。 ※請求書の内訳書を全ての月の分を提出してください。

4) 用務員賃金……実際に要した額。但し退職金は含まない。

【領収書・通帳等の写しの注意事項】

①電話料については、料金のわかるものを提出してください。

お客様電話番号 CUSTOMER NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	年 月ご請求分
----------------------------	------------------------	---------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 ITEMS OF CHARGE BREAKDOWN	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN
◇NTT西日本ご利用分 2,612		2,350	回線使用料(基本料)(事務用) 硬貨収納番号送出機能使用料 ダイヤル通話料
		50	
		17	
		2	ユニバーサルサービス料
		193	消費税等相当額(合計)
◇合計 2,612		2,612	合計

電話料については、内訳が分かるものを提出してください(毎月分)。

※補助対象は基本料金とします。  
(回線使用料等定額のもの×消費税)

※通話料は対象にはなりません。

②通帳の写しについては、何の支払いが分かるように項目を記載してください。



普通預金

6

日付	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
	電話料金	2,594		
		50,000	碧南花子人件費(5月分)	
	電気料金	15,000		
	ガス料金	2,100		
	水道代	4,779		
		78,000	浄化槽点検料	

摘要欄に記載の無いものは、何の振替が分かるように項目を記載してください。  
色ペン等で印をつけてください。

